

平成 29 年度 事業計画

～ 部 署 別 ～

社会福祉法人西東京市社会福祉協議会

～ 目 次 ～

担当	担当係名	事業名	頁		
総務課	法人運営係	組織運営（組織強化、チャリティ事業 調査研究、連絡調整、普及宣伝）	1		
		要介護認定調査事業	2		
福祉活動推進課	相談支援係	地域福祉コーディネーター事業	3		
		生活困窮者自立相談支援事業	4		
	地域福祉推進係	ふれあいのまちづくり事業	5		
		生活支援体制整備事業	7		
		避難者の孤立化防止事業	8		
		高齢者地域福祉事業	9		
		高齢者生きがい推進事業	9		
		市民協働推進センター事業	10		
	ボランティア・市民活動センター係	ボランティア・市民活動推進事業	13		
	福祉支援課	権利擁護係	日常生活自立支援事業	17	
権利擁護センターあんしん西東京事業			18		
法人後見監督事業			19		
サービス提供係		有償援助あいあいサービス事業	在宅福祉サービス事業	20	
				車いす貸出事業	21
				緊急通報サービス事業（斡旋）	21
		緊急援護費支給事業	21		
		生活福祉資金貸付事業	22		
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	25		
		受験生チャレンジ支援貸付事業	25		
		ファミリー・サポート・センター事業	26		
		介護予防事業	27		
		歳末たすけあい・地域福祉募金運動	28		
共同募金運動(東京都共同募金会西東京地区協力会)	28				

《 総務課の取り組み 》

◎組織運営

第三次西東京市地域福祉活動計画（計画期間 26～30 年度）の評価を踏まえて、第四次西東京市地域福祉活動計画（計画期間 31～35 年度）の策定に取り組みます。

「改革のためのアクションプラン」（平成 27 年 11 月）、人材育成・活用基本方針（平成 28 年 9 月）、「福しんごうくんの自己財源確保計画」（平成 29 年 3 月）、情報セキュリティポリシー（平成 29 年 2 月）にもとづき、組織の体制整備、充実を図るとともに、適正な組織運営、広報・会員会費の増強に取り組みます。

項 目	内 容
理事会、監事会、評議員会の開催	<p>【理事会、評議員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法等の改正に伴い、新役員、新評議員による組織運営のガバナンスの強化、財務規律の透明性等に努め、理事会、評議員会を開催します。（概ね、年 5 回開催）情報提供や意見交換等を実施します。 <p>【監事監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査します。（年 2 回実施）
各種計画等の確実な実行と進行管理	<p>【各種計画等の実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事考課制度、事務事業評価、人材育成・活用基本方針、情報セキュリティポリシー、自己財源確保計画、改革のためのアクションプランを確実に実行します。 <p>【組織改革と職員体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置適性化計画、人材育成・活用基本方針にもとづき、組織体制、職員体制の整備を図ります。 ・人事考課制度を実施するとともに、人材育成・活用基本方針による研修体系を見直すことにより、職員の資質向上を図ります。 <p>【発展強化検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革のためのアクションプランの取り組み状況について進行管理を行うとともに、各事業のあり方や組織運営、基盤強化についての評価をし、次年度へ向けて反映させます。
財政基盤の強化	<p>【会員増強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な広報媒体や機会を活用して社協の PR に努め、全職員が会員加入促進に取り組むとともに、新たな協力者の発掘に取り組みます。 ・会員・会費制度を通して、地域のつながりづくりに取り組みます。 <p>【各種事業収益の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャリティーゴルフ大会やバザーの実施、募金箱の設置、実習生・施設見学実習生の受入れ、外部研修への講師派遣等により、自主財源の確保に努めます。財政基盤強化に向けた自主財源の確保はもとより、コスト削減に取り組み、諸経費支出の縮減に努めます。
情報セキュリティの確保	<p>【情報セキュリティポリシーにもとづく取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーにもとづき、情報の管理や活用方法等について点検・検証をすることで、情報セキュリティの一層の強化を図ります。
西東京市地域福祉活動計画	<p>【西東京市地域福祉活動計画進行管理委員会、策定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三次西東京市地域福祉活動計画（計画期間 26～30 年度）進行管理委員会において、計画の進行状況の確認・評価・見直しを行い、第四次西東京市地域福祉活動計画（31 年度～35 年度）の策定に向けて検討を行います。
社会福祉法人連絡会	<p>【社会福祉法人改革への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内社会福祉法人の連携を深め、「地域における公益的な活動」の法人間の協働に本会が中心となり、積極的に取り組みます。

項 目	内 容
広報活動	<p>【社会福祉協議会の PR(普及宣伝)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協事業活動とその PR が一体的に進むように広報活動を展開します。 ・ホームページ、フェイスブック、掲示板等多様な媒体を活用した広報活動を通じて、市内の NPO、福祉団体等関係機関との連携を深めます。 ・社協のマスコットキャラクター「福しんごうくん」の着ぐるみ等の積極的な活用により、若年層への社協活動の周知に努めます。
その他	<p>【法人運営管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理規則に則り、専門家からの指導を仰ぎ、チェック機能を確立し、適切に経理処理や財務諸表の作成を行います。 <p>【災害時対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等に備え、備蓄品配備、災害ボランティアセンター設置・運営に関する取り組みに努めます。 <p>【表彰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の向上に功労があった団体または個人に対し、その功績をたたえ表彰します。 <p>【福祉人材の確保支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のしごと相談・面接会」(地域密着面接会)を継続開催します。

◎要介護認定調査事業

〈目 的〉

日常生活を送るうえで介護等が必要な被保険者(65歳以上の方、または加齢に起因する一定の疾病が原因で介護等を必要とする40歳以上)の方を対象とした、要支援・要介護区分を決定する際に不可欠な認定調査(以下調査)の一部を西東京市から受託しています。

調査員(介護支援専門員の資格を持つ社会福祉協議会職員等)が、申請をした被保険者に対して面接をし、全国一律の方法によって心身の状況等について調査をします。

なお、受託法人である社会福祉協議会は、市と同様に①新規申請 ②区分変更申請 ③介護申請 ④更新申請の全ての調査を実施します。その際、公平・公正を担保するために、可能な限り全市の調査をめざし、市内を4つの地域に分け、毎年度に1地域の調査を行います。

調査の精度をさらに高めるため、面接技術等の研修を実施し、これまで以上の資質向上に努めます。また、将来的な受託規模について市と協議を進めていきます。

項 目	内 容
認定調査および認定調査付随業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正、中立な立場での調査業務の実施 ・ 西東京市の被保険者の認定調査を2,000件以上2,100件程度を目標とする ・ 指定市町村事務受託法人として、他市区町村の調査依頼を受けるための準備を行う
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定調査員の調査技術の向上
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険に関する適切な情報提供 ・ 個人情報に関する守秘義務の厳守
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西東京市、関係団体との連携

《 福祉活動推進課の取り組み 》

◎地域福祉コーディネーター事業

西東京市からの受託事業。市内4圏域に地域福祉コーディネーター（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー＝CSW）を1名ずつ配置し、日常生活において発生する諸課題の相談を、分野にとらわれずに受け止め、解決に向けて取り組みます。また、様々な機関や団体、人々と連携し、諸課題解決のための仕組みづくりに取り組みます。

平成29年度においては、特にほっとネット推進員の発掘や育成、連携を重視する取り組みを行うほか、関係機関との連携やスーパーバイズを活用し、相談体制の充実を図ります。

項 目	内 容
相 談	市民からの生活課題の相談を受け、解決に向けて取り組みます。また市民からの相談に対して、より迅速かつ適切な対応が出来るよう、相談支援技術の向上に努めます。
ニーズ把握	相談に出向いた時、会合に参加した時等、様々な場面を活用して市民の生活課題を積極的に把握します。
ほっとネット推進員の発掘、育成 地域リーダーの育成	地域福祉コーディネーターと連携して市民の生活課題の解決に取り組むほっとネット推進員となる人材の発掘に努めます。 ほっとネット推進員の育成の場として研修を実施します。また、個別課題や地域課題を解決する為、推進員との連携を図ります。
関係機関団体との連携・連絡調整	市民の生活課題を解決するために、様々な機関、団体、人々と連携します。 地域の福祉力を高める為、市民や関係団体とのつながりを作ります。 「ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議」を開催し、市民の生活課題を共有するとともに、関係機関、団体と連携して解決に取り組めます。
市民への情報提供	地域福祉コーディネーターやほっとネット推進員の存在、役割に対する市民の理解を広める為、各種媒体を活用します。

◎生活困窮者自立相談支援事業

自立相談支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応するため相談窓口を設置します。生活困窮者の相談を受け止め、抱えている課題を適切に把握・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成する等の支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認等を行うとともに、必要な社会資源の開発を行います。

平成 29 年度は、行政窓口および関係機関の連携による潜在的相談者の発掘、アウトリーチに力を入れて取り組みます。

項目	内容
相談体制の確立	市民・行政・関係機関から入る相談を受け止め、抱えている課題を適切に把握・分析（アセスメント）します。
支援調整会議の運営	相談者の抱える課題を踏まえた「自立支援計画」の適正さを確認するために支援調整会議を運営します。
行政および関係機関との連携および支援	行政窓口および関係機関との連携による、潜在的な相談者の発掘に努めると共に、アウトリーチと様々な社会資源、地域のネットワークを活用して相談者の寄り添い支援に取り組みます。また、行政担当部署と情報共有と連携強化のため定期的に調整会議を開催します。
社会資源の開発	相談を受ける中で、既存の社会資源を活用するとともに、必要な仕組みが存在しない場合には、市民、行政、関係機関と連携しながら新しい社会資源の開発に努めます。



◎ふれあいのまちづくり事業

地域活動拠点等を活用したふれまち助け合い活動を進めることで、小地域における課題解決機能の強化を図るとともに、活動者や活動団体等と協議、協働することでふれあいのまちづくり事業の3本柱である「こころのふれあうまち」、「お互いに助け合うまち」、「安心して暮らせるまち」を具現化します。

また、地域活動を進めるための地域活動拠点の整備を行なうとともに、サロンのネットワーク化を図り、地域の課題の解決につながるよう機能の充実を目的として、以下の事業を進めます。

<平成 29 年度取り組み事項>

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 助け合い活動推進事業 | (2) 活動計画推進事業 |
| (3) 住民懇談会活動発展事業 | (4) 広報事業 |
| (5) 地域活動拠点運営事業 | (6) 地域活動団体支援事業 |
| (7) 避難者孤立化防止事業 | |

項 目	内 容
助け合い活動推進事業	<p>○ふれあいのまちづくり推進委員会を中心に、各地区のふれまち住民懇談会とともに助け合い活動を検証しつつ仕組みづくりを進めます。</p> <p>・南部地域の受付拠点で助け合い活動を開始し、市内助け合い活動連絡会を立ち上げます。</p> <p>○人材育成講座を開催し、助け合い活動の仕組みづくりを担う活動者を幅広い世代で発掘、育成します。 (ふれまちコーディネーター育成とふれまちボランティア育成を行う)</p> <p>○介護予防・日常生活支援総合事業の一部を担います。</p>
活動計画推進事業	<p>○第三次地域福祉活動計画の推進部会活動（居場所・情報・人材）を推進します。</p>
住民懇談会活動発展事業	<p>○地域を良くするための「各地区共通の取り組み（サロン活動への取り組み・防災に関する取り組み）」の推進を図ることにより、住民懇談会機能の充実・発展を図ります。</p> <p>・人材育成講座（サロン講座）を実施し、サロンの担い手を発掘、育成します。</p> <p>・サロン活動連絡会を開催し、居場所、サロン活動者の情報交換を行います。</p> <p>○介護予防・日常生活支援総合事業の一部を担います。</p>
	<p>○ふれまち活動の充実・発展を目的とした情報交換を行います。</p>
	<p>○社会福祉法人による地域公益活動との連携を行いません。</p> <p>○住民によるふれまち活動の充実を図るため、住民懇談会組織が地域の団体等とつながれるよう、支援します。</p>

項 目		内 容
広報事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふれまち新聞」の発行 ○社協だよりでの広報 ○ホームページによる情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれまち住民懇談会の活動を市民に広報し、ふれまち活動を知ってもらうと共に、活動への参加者を増やします。 ○住民の福祉活動への関心を広めます。
地域活動拠点運営事業	<p>身近に集える「場」としての地域活動拠点の整備・運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動拠点において地域課題の発見、解決のために、それぞれの特性を活かした運営に取り組みます。 ○地域住民と事業を協働で企画・実施することにより、地域活動拠点の活性化・世代間交流を図ります。 ○新規地域活動拠点（1ヶ所）設置に向けた情報収集に取り組みます。 ○上記を実施するにあたり、「地域活動拠点運営委員会」において、地域活動拠点が有効に活用されるための検討を行います。
地域活動団体支援事業	<p>助成金交付事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で地域福祉活動に取り組んでいる団体・施設、またサロンを新たに立ち上げる団体に対して、その活動の充実と発展を目的に助成金を交付します。 ○助成金交付団体と住民懇談会や他の社協事業、他の関係機関・団体等とのネットワークづくりに努めます。
	<p>移動サービス事業団体との連携・連絡調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○移動サービス連絡会の事務局を担い、移動サービス連絡会を開催すると共に地域における移動サービス関係者のネットワークをつくります。 ○パンフレットを作成し移動サービスに関する情報を提供します。 ○市内移送サービス団体での活動を希望する者に対して、福祉有償運送運転者講習会を開催し、運転者の確保に努めます。
	<p>内部事業および関係機関団体との連携・連絡調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉コーディネーター事業との連携と連絡調整 ○生活支援コーディネーター事業との連携と連絡調整 ・ ささえあいネットワーク事業への協力・連携 ○市内団体・機関との連携と連絡調整
避難者孤立化防止事業	<p>避難者支援の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○職員が個別に避難者宅を訪問し、ニーズを聞き取るとともに、生活実態の把握に努めます。（ニーズ・実態把握） ○避難者同士、あるいは避難者と地域住民とが交流できる場をつくり、避難者が安心して生活できる環境づくりを行います。（交流） ○避難者が西東京市において安心して生活できるよう、西東京市内の様々な情報を提供します。（情報提供） ○避難者の生活課題を解決するために、関係機関や団体と連携します。（関係機関団体との連携・連絡調整）

◎生活支援体制整備事業

西東京市からの受託事業。市内全域を対象に生活支援コーディネーターを1名（正規職員）配置、日常生活圏域を対象に1名ずつ4名（嘱託職員）配置し、介護保険制度では対応できない生活支援ニーズや社会的孤立等日常生活において発生する諸課題に対して、住民との協働や様々な機関や団体と連携し解決のために取り組みます。

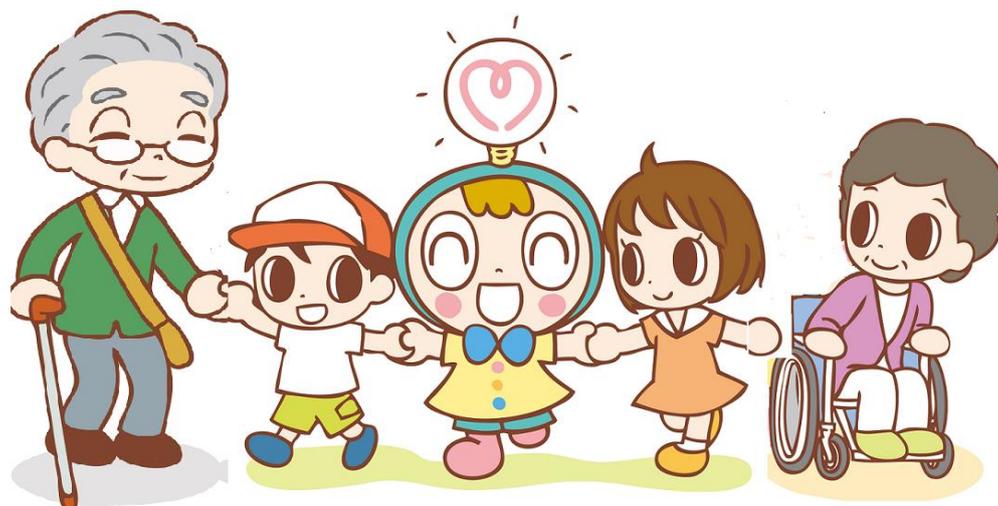
項 目	内 容
「地域サポート連絡会」を通じたニーズの把握、ネットワークづくり	「地域サポート連絡会」（＝協議体）を設置し、高齢者の生活課題を解決するために、様々な機関、団体、人々と連携し、協力・ネットワーク体制を作ります。市民の生活課題を共有するとともに、参加機関、団体と連携して解決に取り組みます。高齢者のニーズや介護保険サービスで対応できないニーズ、興味関心のある社会参加のためのテーマ等を洗い出し、対応の方向性について検討、実践します。
人材の発掘、社会参加の促進	60歳以上の市民を対象とした「介護支援ボランティアポイント制度登録説明会」や「ささえあい訪問協力員養成研修」等を実施することで、元気な高齢者の社会参加のきっかけを作り、生活支援コーディネーターの役割や制度の普及に努めます。また、元気な高齢者が地域活動の担い手となることで身体機能の維持、介護予防につながる仕組みづくりに取り組みます。
人材の育成	ささえあいネットワーク協力員、協力団体、訪問協力員、メール見守り協力員や地域活動者に対し、必要な知識やスキルについて学習する場をつくとともに、関係機関や各団体等と連携して高齢者の地域活動の担い手となる人材を発掘、育成に努めます。
市民への情報提供	「ささえあい訪問協力員養成研修」や「介護支援ボランティアポイント制度登録説明会」、市報やリーフレット、HP等を活用し、生活支援コーディネーターの存在や役割、活動内容に対する市民の理解を広め、協力者を募ります。また、地域包括支援センター等と連携したり、地域福祉活動に出向いたりしながら、高齢者に向けた情報提供を行い、地域とのつながりを作ります。
相 談	事業を通じた高齢者からの地域活動・社会参加に関する相談等を受け、解決に向けて取り組みます。

◎避難者の孤立化防止事業

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、西東京市内に避難してきている方を対象に、西東京市やふれあいのまちづくり住民懇談会組織、民生委員・児童委員、自治会、ほっとネット推進員、福祉施設等の関係機関・団体と連携しながら、個別訪問、交流会の実施等により、避難者が孤立することなく安心して生活できるように次の項目に取り組みます。

また、避難者に対する住宅支援終了後の対応として、市内転入出者の動向について注視します。

項 目	内 容
ニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が個別に避難者宅を訪問し、ニーズを聞き取るとともに、生活実態、課題の把握に努めます。 ・当事者組織の支援をしながら、ニーズ把握に努めます。
交 流	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者同士、あるいは避難者と地域住民とが交流できる場をつくり、避難者が安心して生活できる環境づくりを行います。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が西東京市において安心して生活できるよう、西東京市内や、近隣市および避難者の地元の様々な情報を提供します。
関係機関団体との連携・連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者のニーズを把握し、必要があれば関係機関や団体と連携し、生活課題の解決に取り組みます。




福しんごくん
 西東京市社会福祉協議会キャラクター

◎高齢者地域福祉事業

西東京市からの受託事業。高齢の居住者等の安否確認を行うとともに、相談援助を行い、交流、イベントを通して高齢者の地域とのつながりをつくり、介護予防を行うとともに、安心して生活できることを目的とします。

項 目	内 容
安否確認	・居住する高齢者を対象に、地域協力者により週1回、安否確認を行います。
地域交流	・地域の社会資源等を活用し、趣味活動、勉強会等実施します。 ・相談援助を行うとともに、地域との交流を促します。 ・居場所づくり、仲間づくりの活動を展開し、安否確認につなげます。
相談援助、情報提供	・地域で行われるイベントや、ふれあいのまちづくり事業のチラシ等を住民の方に配布し、情報提供します。 ・相談援助を行い、相談内容を解決するために、市、民生委員、地域包括支援センター等と連携します。

◎高齢者生きがい推進事業

1. 西東京市からの受託事業

- この事業は、高齢者の身体的・精神的活動及び社会参加を支援し高齢者が生きがいを持っていきいきと暮らし続けられるように支援するものです。
- ・市内6ヶ所の、老人福祉センター・福祉会館で各種教室、健康体操教室、高齢者大学等の事業を展開することで、高齢者の生きがいづくりを支援します。
 - ・市内6ヶ所の、老人福祉センター・福祉会館に、本事業を推進するための「生きがい推進補助員（臨時職員）」を配置し、高齢者の生きがい活動をサポートすると共に、「コミュニティケア嘱託職員」を配置し、高齢者の健康相談を実施します。
 - ・西東京市、地域包括支援センター、高齢者クラブ、その他の関係機関と協働・連携をとりながら実施すると共に、社協福祉活動推進課内の連携・協働により効率的な事業運営に努め、高齢者の地域活動や社会参加を促します。

項 目	内 容
各種教室	下保谷・新町・富士町・ひばりが丘福祉会館、住吉老人福祉センターでの教室（らくらくエアロビクス、ヨガ、書道他 計 16 教室、通年実施）
	老人福祉センター（田無総合福祉センター内）での教室（さわやか体操、すっきり体操、太極拳、料理他 計 16 教室、通年実施）
健康体操教室	下保谷・新町・富士町・ひばりが丘福祉会館、住吉老人福祉センターでの教室（各館とも週2日 通年実施、1日に2～3教室開催）
高齢者大学	・総合課程 … 6月～3月（年16回）実施（富士町福祉会館） ・単科講座（6講座予定） … テーマ「健康づくり」・「動物園について」他
高齢者福祉大会	11月7日 実施予定（こもれびメインホール） 西東京市、西東京市高齢者クラブ連合会との共催事業
歩いて見る会	10月 実施予定
その他の事業	老人福祉センター・福祉会館での演芸大会、作品展示会等を市と協働にて実施

◎市民協働推進センター事業

西東京市市民協働推進センター（以下、センターという）は、平成21年の設立以来、9年目となる今年度は、平成27年度から始まった第三期の3年目を迎え折り返し点にも当たっています。

第三期では、西東京市第2次基本構想・基本計画における「みんなで作るまちづくり」の推進と実現に向け、「つながる」ことを重点とした事業展開と、裾野の拡大を目指したセンターの運営を行います。

現在、センターへの登録団体は約160団体となっています。その6分の5は任意団体であり、また第三期で新規登録した団体の9割以上が任意団体となっています。そのため、センターの役割として任意団体への支援が重要なものであることを再認識して平成29年度のセンターの事業運営を行うとともに、NPO法人の登録を増やすよう努めます。また、超少子高齢化社会を迎え、市民の市民活動への参加を促進して、健康で安心のみらいづくりに寄与していきます。

具体的には、広報・PR事業及び人材、団体育成・研修事業を重点事業として団体の活動の広報・PRを支援するとともに、団体スタッフのスキル向上の企画や地域連携促進事業において協働の推進を図るよう取組みます。

<平成29年度取り組み事業> ※は重点事業

- ※(1) 広報・PR事業
 - (2) 情報収集・提供事業
 - (3) 相談事業
- ※(4) 人材、団体育成・研修事業
- ※(5) 地域連携促進事業
 - (6) 施設の提供及びその他の事業

事業	目的・効果	実施時期・内容	成果目標
【重点事業】 広報・PR事業	センターの役割や機能、活動内容を広報・PRしてセンターに対する市民活動団体、市民の認知度向上及び利用者の増加を図ります。	[取組概要] リニューアルされたホームページを利用して登録団体の広報・PR活動を支援します。 機関紙で市民活動団体のIT活用状況を紹介し、他の団体のIT活用を促します。そのため紙面をカラー化します。 平成27年度から実施場所を変更し、NPO・市民フェスティバルを市民全般に対するセンターや市民活動の広報活動の場とする試みを継続して、より一層の認知度の向上を図ります。 <下半期> ○NPO・市民フェスティバル(1月) <通年> ○機関紙の発行(隔月) ○利用促進事業 ○広報戦略の実施	・ホームページとSNSを連携・活用して幅広い世代に情報を発信するとともに市民活動団体の広報面の支援を行います。 ・NPO・市民フェスティバルを通じての認知度の向上および実施に当たって西東京ボランティア・市民活動センターとの連携並びに市民活動団体への理解と市民参加の促進

事業	目的・効果	実施時期・内容	成果目標
<p>情報収集・提供事業</p>	<p>現在活動している市民活動団体の情報及び市民活動に関連する情報を集約・発信して、市民活動に関する市民の理解や認知度の向上、市民参加の促進を図ります。</p>	<p><下半期> ○団体紹介冊子の発行(1月) <通年> ○市民活動に関する情報収集 ○ホームページ等 IT による情報提供 ○スタッフによるセンター外での情報提供 (Wi-Fi 使用)</p>	<p><下半期> ・団体紹介冊子の発行 (1月・1,000部) <通年> ・団体イベント情報の毎月発行 ・ホームページ等によるタイムリーな情報提供 <その他の成果目標> ・ホームページアクセスの増加 (毎月2,000以上達成)</p>
<p>相談事業</p>	<p>市民活動に関する一般的な相談、団体の設立や運営等の専門的な相談を基本的な事業として行い、市民活動を支えるセンターとしての役割を担います。</p>	<p><通年> ○通常相談業務 ○出前相談業務 (NPO・市民フェスティバル)</p>	<p>相談用ツールの活用等によるスタッフの相談スキルの向上と相談内容の高度化を図ります。</p>
<p>人材、団体育成・研修事業 【重点事業】</p>	<p>市民参加を促す意識啓発、市民活動に必要な知識の習得、市民活動団体等の立ち上げに向けた支援・育成、協働を推進するための意識啓発を行い、市民活動の人材、団体の育成を図ります。</p>	<p>[取組概要] 市民活動団体の共通の課題である人材の獲得のため定年前後のシニア世代を対象としたお父さんお帰りなさいパーティーの実施とそのフォローのためのおとば&ミディサロンの定期開催を行います。 また、市民活動団体が活動を紹介するための地域活動紹介ゆめサロンを開催します。 運営基盤が弱い市民活動団体のスタッフのスキルアップ等のための講座・セミナーやIT コラボ勉強会を実施します。 <下半期> ○お父さんお帰りなさいパーティー (1月) <通年> ○おとば&ミディサロンの開催 (年に約10回) ○地域活動紹介ゆめサロンの開催 (年2回) ○講座・セミナーの開催 (年2~3回) ○IT コラボ勉強会 (年に約10回)</p>	<p><通年> ・お父さんお帰りなさいパーティー等を通して、市民活動への関心を高め、参加を促します。 ・団体向けの講座・セミナー、IT コラボ勉強会を実施し、団体の運営スキルアップやITリテラシーの強化・向上を図ります。</p>

事業	目的・効果	実施時期・内容	成果目標
<p style="text-align: center;">【重点事業】 地域連携促進事業</p>	<p>地域課題を解消するために市民活動団体、地縁団体、企業、大学等の学校、市等の公共機関が相互に交流、連携、協働するためのコーディネートをを行い、様々な関係者の「つながり」による地域連携の促進を図ります。</p>	<p>[取組概要] 協働のまちづくりワークショップでは多者協働の実例、実践方法を市民、行政、企業等の参加者で学び、協働のきっかけの場とします。 まちづくり円卓会議では、タイムリーで西東京市としての課題解決が望まれるテーマについて多様な関係者による解決に向けた話し合いを行います。また、関係者のネットワークづくりを行います。</p> <p><上半期> ○協働のまちづくりワークショップ（7月）</p> <p><通年> ○まちづくり円卓会議（年3回） ○地域コミュニティ支援施策への協力（年6回）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりワークショップ、まちづくり円卓会議の実施を通じて、市民、行政、企業等の多者によるネットワークが形成され、多者協働に向けての基盤づくりが行われます。 ・地域コミュニティ支援施策への協力を通じて、自治会等地縁組織とのネットワーク形成を行います。
<p style="text-align: center;">施設の提供及びその他事業</p>	<p>施設や機材の提供を行い、市民活動を支えることでセンターの利用者の増加を図ります。</p>	<p><通年> ○サロンスペースの提供 ○機材の提供（コピー機、印刷機、紙折り機裁断機、ラミネーター） ○登録団体に対し、メールボックス（私書箱）の提供</p>	<p><通年></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすいセンター施設・機材の提供 ・利用者数の増加（年間で2,400名以上） ・機材の提供による収入見込みの達成
<p style="text-align: center;">運営及び維持管理</p>	<p>市民の声を反映するため運営委員会を設置します。 事業充実にむけ、研修によるスタッフの資質向上を図ります。 運営における維持管理を行います。</p>	<p><通年> ○運営委員会の開催（年11～12回） ○研修会への参加 ○事業実施にむけたセンター運営及び維持管理</p>	<p><通年></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営における市民意見の反映 ・職員の資質向上および事業のサービス向上 ・ボラセンとの交流強化

◎ボランティア・市民活動推進事業

福祉分野を中心としたボランティア活動を推進するために、以下の事業を行います。

＜平成 29 年度重点取り組み事項＞

- (1) 社協内の他事業に加え、さまざまな業種・職種との連携を視野に入れながら、多様なニーズに沿ったボランティアの募集、登録、育成、組織化を進めます。
- (2) 情報収集を効率的に進め、ボランティア活動に関する相談やボランティアのニーズの把握に努め、課題解決のための取り組みを進めます。
- (3) 次世代の人材育成を目的とした、学校での福祉体験の授業をサポートするとともに、ボランティア活動への関心を高める働きかけを進めます。

	項 目	内 容
紹介・相談 (つなげる・うみだす)	コーディネート	<p>【目 的】 ボランティア活動をしたい人と、ボランティア活動を必要とする人やニーズをもった人をつなぐことにより、地域に存在する課題の解決を目的とします。</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動を希望する人をつなぎます。 ○人と人をつなぐだけでなく、すべての人が自らの可能性を現実のものにできるよう支援します。 ○ボランティア、市民活動団体等の紹介に加え、他の制度、サービス、団体、機関を含めたコーディネートを行います。 ○ボランティア、市民活動団体等からの相談に応じ、活動しやすい条件整備を行います。
	ボランティアからの相談等の受付	<p>【目 的】 ボランティア活動の際に生じる様々な悩みや課題を把握する機会を増やし、活動しやすい環境作りに努めます。</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動後のアンケート調査(聞き取り)を行ない、活動者の声を拾いやすくします。 ○ボランティアが気軽に集い、何でも話せる場を企画します。
	N P O ・ 市 民 フェスティバルでの 相談コーナー設置	<p>【目 的】 市民協働推進センターとの連携を充実させ、多者協働の取り組みを進めることを目的とします。</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○N P O ・ 市 民フェスティバルでのボランティア相談の受付。
広報活動 (つなげる・いかす)	ぼらんていあ 倶楽部の発行	<p>【目 的】 ボランティア活動に関する情報や状況を知らせることにより、市民に関心をもってもらい、参加するためのきっかけをつくることを目的とします。</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア登録者、ボランティアグループ、市民向けに、ボランティア活動に関する情報を年6回発行・発信します。
	IT による情報の発信	<p>【目 的】 センターに来所することなくボランティア活動に関する情報を手軽に得られるようにすることにより、活動への関心を高め、参加のきっかけをつくることを目的とします。</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページを効果的に活用する等して、ボランティア活動に活かせる情報発信をきめ細かく行います。

	項 目	内 容
研修・講習会（うみだす）	夏！体験 ボランティア西東京 2017	【目的】 ボランティア活動に関心をもってもらい、体験後すぐに活動に結びつかなくても、将来、活動をしてもらうことを期待して実施します。市内及び近隣市の社会福祉施設、市民活動団体でのボランティア活動や市民活動を体験することによって、ボランティア活動や市民活動、高齢・障がい・児童・その他の福祉や福祉以外の市民活動の実態を学習してもらうことを目的とします。 【内容】 ○小学生以上を対象に、学校の夏休み期間を利用して実施します。（有料）
	ボランティアはじめて講座	【目的】 地域の課題解決に取り組む、ボランティア活動者を増やすことを目的に講座を開催します。 【内容】 ○楽しく、趣味等を生かして気軽にできるボランティア活動を知ってもらい、新たな活動者を増やします。 ○ボランティア活動の基本的な内容と福祉分野を中心とした基礎的なノウハウを学んでもらい、具体的な活動を紹介します。
	災害ボランティア養成講習会	【目的】 平常時から災害に備えて何ができるのか、地域での減災・防災と一緒に考えられるよう働きかけ、自主グループの支援に取り組みます。 【内容】 ○災害ボランティアにかかる基本的な内容を中心に講義を行い、仲間作りを進めます。 ○災害時要配慮者の課題や地域のつながりを学び、活動に活かしてもらいます。
	災害ボランティアセンタースタッフ養成講習会	【目的】 大規模災害時に立ち上がる災害ボランティアセンターの運営にあたって、センター運営に必要なことを学び、協力者を養成することを目的とします。 【内容】 ○災害ボランティアセンター運営に関する内容について講義を行い、グループワークを含め、学びを深めます。 ○多様なセクターとのつながりについて自ら考え、災害時だけでなく、平時の活動に活かしてもらいます。
	傾聴ボランティア養成講習会	【目的】 高齢者等の心の孤立解消を図るための1つの手段として学び、既存の支援活動につなげることや平時だけでなく災害時も活躍できる人材の育成を目的とします。 【内容】 ○傾聴の技法を学び、技術を身につける講座を開催します。 ○既存のグループを紹介し、活動に結びつけます。（有料）

	項 目	内 容
研修・講習会（うみだす）	スキルアップ研修	<p>【目 的】 ボランティアのスキルアップを目的に、活動に即したテーマで講座を開催します。</p> <p>【内 容】 ○ボランティアニーズの高い、実践的な内容とします。</p>
	ボランティア出張講座	<p>【目 的】 ボランティア活動の意義や当センターの存在、役割等を地域に広め、ボランティア活動者を増やすことを目的として、出前講座を開催します。</p> <p>【内 容】 ○災害等市民の関心の高い事項をテーマにした、まち歩きワークショップ等の取り組みを関係団体の協力を得ながら行います。 ○ボランティア活動に関する説明を地域に出向いて行い、その場でボランティア登録の受付を行います。</p>
ネットワークづくり（つなげる・いかす）	ボランティアのつどい（ボラフェス2017）	<p>【目 的】 市内を中心に活動するボランティア団体が、より多くの市民に対しボランティア活動の紹介を行い、ボランティア活動の魅力を知ってもらい、一緒に活動するボランティア仲間を増やすことを目的にします。また、活動する人同士のつながりをつくるきっかけとし、活動している人たちが主体的に企画をしていけるよう、側面的な支援を行います。</p> <p>【内 容】 ○多くの市民が参加できるような展示、体験等を盛り込んだイベントを行います。（無料）</p>
	ボランティア活動者の懇談会	<p>【目 的】 活動中での課題等の情報や意見交換を行い、ボランティア同士の交流を深めることや、活動に結びついていないボランティアを活動へつなげることを目的とします。</p> <p>【内 容】 ○年1回、登録ボランティアや把握しているグループ・団体に呼びかけをして開催します。 ○課題討議、情報交換を行い、登録ボランティアや団体間で協力できる活動を検討するとともに、必要に応じてニーズに合ったテーマの学習も行います。 ○交流の場を提供するとともに、施設等におけるボランティア活動についての情報提供を行い活動に結びつけます。</p>
	軒下ふれあいバザー	<p>【目 的】 企業の協力を得て市内のボランティア団体、福祉施設の存在を市民に知ってもらうとともに、ボランティア団体や施設が活動資金を得て、安定的な運営が図られることを目的とします。</p> <p>【内 容】 ○イオン株式会社マックスバリュ田無芝久保店の協力を得て、店舗の敷地内でボランティアや施設がバザーを行い、市民へのアピールと運営資金を得る場をつくります。 ○西東京ボランティア・市民活動センターは双方をつなぐことを役割とします。（有料）</p>

	項 目	内 容
ネットワーキングづくり (つなげる・いかす)	傾聴ボランティアグループ連絡会の支援	<p>【目的】 傾聴ボランティアグループが活動する中での課題等の情報や意見交換を行い、傾聴ボランティア同士の交流を深めるための活動を側面から支援することを目的とします。</p> <p>【内容】 ○課題討議、情報交換を行う中で、傾聴ボランティアや団体間が連携して活動しやすくなるように一緒に検討を行います。 ○傾聴ボランティア養成講習会を協働して開催します。 ○傾聴ボランティアに関する情報提供を行います。</p>
教育機関への協力と連携 (つなげる・いかす)	総合的な学習の時間への協力	<p>【目的】 小学校、中学校での授業において、高齢者疑似体験や手話、点字、車いす操作、視覚障がい者のガイド、障がい者の講演等の体験を通じ、福祉に対する理解を広め、深め、地域とつながりあうきっかけとなるよう、各学校、教員に協力します。また、地域の方々（ボランティアや当事者）が教員や子どもたちとつながりが持てるようになることを目的とします。</p> <p>【内容】 ○学校へボランティアや当事者を紹介します。 ○教員へプログラムの組み立て等の助言を行います。 ○教育委員会との連携を図ります。</p>
活動援助 (うみだす)	活動室・ロッカールの貸し出し	<p>【目的】 ボランティア活動、市民活動が活発に行われるように援助することを目的とします。</p> <p>【内容】 ○ボランティアグループをはじめ市民活動団体に活動室とロッカーを貸し出します。(活動室は個人も対象) ○多くの方が市民活動のために利用しやすい条件を整えます。(無料)</p>
	機 材 の 貸 出 し	<p>【目的】 ボランティア活動、市民活動に必要な研修、学習活動を支援することを目的とします。また、有料で貸し出すことにより自己財源とします。</p> <p>【内容】 ○プロジェクター、アンプ、マイク、テレビ、ビデオデッキ、DVD プレーヤー、高齢者疑似体験セット、車いす等、活動や研修に必要な器材、器具を貸し出します。</p>
保険の普及	ボランティア保険の加入手続きおよび加入促進	<p>【目的】 ボランティア活動をする人が安心して活動できるよう、準備も自分の責任で行うことを働きかける目的で実施します。</p> <p>【内容】 ○保険加入意思のある人に対して、保険会社との間に立ち、必要な事務手続きに協力します。</p>
	行事保険の加入促進	<p>【目的】 ボランティアグループ、市民活動団体、福祉施設等が単独または連携して行事を行う際に安心して実施できる環境づくりを目的とします。</p> <p>【内容】 ○保険について相談を受け、補償範囲・内容等を説明し、加入手続きに協力します。</p>

《 福祉支援課の取り組み 》

◎日常生活自立支援事業

福祉サービス総合支援事業は、福祉サービスに関する相談を受け、必要に応じて専門相談の機会を市民に提供し、安心して地域生活が送れるように支援します。

福祉サービス等の利用に際して援助が必要になったとき、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対しては、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」により支援し、判断能力を有する高齢者および身体障がい者等に対しては、「福祉サービス利用支援事業」により、安心して自立した地域生活を送ることができるように支援します。

判断能力が十分である状態から判断能力を著しく欠く状態にいたるまで、継続的かつ適切な支援体制をとることができるよう「自己決定の尊重」と「本人の保護」を基本に関係機関との連絡調整を図り、「権利擁護センターあんしん西東京事業」と総合的に実施します。

また、本事業の運営を図るため、あんしん西東京運営審査委員会を設置します。

平成 29 年度は、「成年後見制度利用促進法」に盛り込まれている、本事業から成年後見制度へのスムーズな移行にもよりいっそう重点を置き事業をすすめるとともに、成年後見制度の周知を高めるために市民に向けた出前講座等の充実を図っていきます。

項 目	内 容
一般相談	・ 受付相談、および関係機関との調整
日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	・ 受付相談、および関係機関との調整 ・ 利用契約締結の判定に関する調査、調整 ・ 利用契約の締結（福祉サービス利用援助・日常的金銭管理・書類等預り） ・ 利用契約に基づく援助 ・ 東京都社会福祉協議会との連携
福祉サービス利用支援事業	・ 受付相談、および関係機関との調整 ・ 利用契約締結の判定に関する調査、調整 ・ 利用契約の締結（福祉サービス利用援助・日常的金銭管理・書類等預り） ・ 利用契約に基づく援助
広報	・ 全戸配布の「社協だより」およびホームページを積極的に活用 ・ 日常生活自立支援事業の広報啓発パンフレット等の配布 ・ 市民向け講演会の開催、出前講座の実施
連絡調整	・ 総合相談・権利擁護担当者会議への参加

◎権利擁護センターあんしん西東京事業

成年後見制度推進機関として、判断能力の不十分な方への権利擁護相談、成年後見制度の利用相談・利用支援、福祉サービス利用に関しての苦情を含む相談対応等の支援を、「日常生活自立支援事業」等と総合的・一体的に行うとともに、関係機関および地域のネットワークとの連絡調整を密にとりながら実施します。

また、本事業の適切な運営を図るため、あんしん西東京運営審査委員会を運営します。

平成 29 年度は、社会貢献型後見人フォローアップ研修について北多摩北部ブロックを中心とした近隣市と合同で実施します。また、法人後見事業の試行に向けた調査・検討、さらに「成年後見利用促進法」で求められている「中核機関」としての取り組みを進めます。

項 目	内 容
一般相談	・受付相談、および関係機関との調整
専門相談	・弁護士・司法書士等の専門家による相談
苦情受付	・保健福祉サービスに関する苦情受付
あんしん西東京運営審査委員会	・あんしん西東京の適正な運営および市長申立て案件や福祉サービス利用支援事業契約の適否を審議します。
後見人サポート	・後見人のつどいの開催 ・親族、専門職等の後見受任者からの相談
地域ネットワークの活用	・関係機関情報交換会の開催 ・支援者向け講習会の開催
社会貢献型後見人の養成	・後見人等養成講習会の実施および登録生活支援員による研修の実施
広報	・全戸配布の「社協だより」およびホームページを積極的に活用 ・成年後見制度の広報啓発パンフレット等の配布 ・苦情受付窓口の周知パンフレットの配布
連絡調整	・西東京市地域包括支援センター運営協議会に参加 ・西東京市地域自立支援協議会に参加 ・西東京市地域自立支援協議会権利擁護部会に参加 ・西東京市保健福祉サービス苦情調整委員会にオブザーバー参加 ・西東京市高齢者虐待対応モニタリング会議への参加

◎法人後見監督事業

社会貢献型後見人が後見人等に選任された場合、成年後見制度推進機関である西東京市社会福祉協議会が法人後見監督人として家庭裁判所から選任され、後見人等が行う事務の監督を行います。社会貢献型後見人による後見人等の活動を安定かつ円滑に行えるように月一回の定例報告会の実施や、3か月に1度の財産目録の提出及び被後見人等の通帳の確認等を引き続き行っていきます。

項 目	内 容
法人後見監督	社会貢献型後見人の監督業務 <ul style="list-style-type: none"> ・後見人の事務を監督します。 ・後見人の行う財産の調査およびその目録の作成について立会います。 ・後見人の行う事務報告および財産目録の提出を求めます。 ・後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求します。 ・急迫の事情がある場合に、必要な処分をします。 ・後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表します。



◎有償援助あいあいサービス事業

手助けしてほしい方（利用会員）と手助けしたい方（協力会員）の双方が会員となり、日常生活の支援や介護予防を目的として会員間で行う援助活動の、調整と支援を行います。

また、会員をふれあいのまちづくり事業や地域支援事業に繋ぎ、誰もが困った時に助け合い安心して暮らせる地域づくりを目指します。

今年度は、介護保険法改正によるニーズの変化や増加にむけて事業の充実を図るため、協力会員向けの研修備品を揃え体験型研修に力を入れるとともに、「高齢者のヒヤリ・ハット」の冊子を作製し研修の充実と協力会員のスキルアップを図ります。

項 目	内 容												
サービスの提供	<p>○有償家事援助サービスの提供 身体的又は精神的な問題を有することで、日常生活に援助を必要とする方へ住民が日常的に行う範囲内で、家事や外出の援助を行います。</p> <p>[利用対象] : 年齢、障がい、疾病、等に伴う何らかの生活上の課題があり、日常生活を維持するために援助が必要な方、及び産前産後の方</p> <p>[援助内容] (1)家事及び外出の介助、等のサービスを提供します。 ・掃除 ・洗濯 ・買物 ・食事作り ・見守り ・話し相手 ・車いす介助 ・外出介助 ・産前産後の家事 等</p> <p>(2)スポットサービス(30分未満の簡単な内容)を提供します。</p> <p>○利用者にとって適正なコーディネートの実施 依頼内容やニーズに応じて、最も適正で有益なサービスを紹介します。</p>												
サービス提供体制の充実	<p>○サービスの担い手（協力会員）の増員 ・「協力会員登録説明会」及び「基礎研修」を各年4回実施します。 ・広報紙（社協だより）へ、募集記事を年4回掲載します。 ・ポスター掲示、募集チラシを配架します。 ・ホームページ等にて募集します。</p> <p>○協力会員の「基礎研修・スキルアップ研修・情報交換会」の開催</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 車いす介助研修</td> <td>5月</td> <td>保谷庁舎別棟 BC</td> </tr> <tr> <td>2. 歩行介助研修</td> <td>9月</td> <td>田無総合福祉センター</td> </tr> <tr> <td>3. スキルアップ研修</td> <td>11月</td> <td>保谷防災センター</td> </tr> <tr> <td>4. 情報交換会</td> <td>3月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○利用・協力両会員に向けた広報紙作成と配布 ・広報紙(あいあい通信)を年2回(9月、2月)発行します。</p> <p>○サービス充実のため他機関や他事業所との連携 ・様々なサービスの情報を収集し、関係機関・団体へ提供します。</p>	1. 車いす介助研修	5月	保谷庁舎別棟 BC	2. 歩行介助研修	9月	田無総合福祉センター	3. スキルアップ研修	11月	保谷防災センター	4. 情報交換会	3月	
1. 車いす介助研修	5月	保谷庁舎別棟 BC											
2. 歩行介助研修	9月	田無総合福祉センター											
3. スキルアップ研修	11月	保谷防災センター											
4. 情報交換会	3月												
他事業及び地域活動との連携	<p>○ケースを通して事業間の協力と連携 地域包括支援センター、介護事業所等の関係機関やボランティア・市民活動センター、ふれあいのまちづくり事業、閉じこもり予防事業、地域福祉コーディネーター事業、ファミリー・サポート・センター事業等と連携を図り利用者に必要な支援を行います。</p> <p>○閉じこもり予防や地域活動参加のための情報提供 ・訪問時、地区のふれまち活動や閉じこもり予防事業を紹介します。 ・ニーズに応じて、傾聴ボランティアやささえあいネットワークへ繋がります。 ・ふれまちサポーターやほっとネット推進員を通して必要な情報を届けます。 ・協力会員へふれまちやほっとネット推進員等の地域活動を紹介します。</p>												

◎車いす貸出事業

在宅の高齢者、心身に障がいのある方、及び障害や疾病により日常生活に支障のある方を対象として、要介護者の生活エリアの拡大と、介護者の日常生活支援の利便性を図ることを目的に、車いすの貸出を行います。

その他、介護保険認定者の試乗用や給付・購入までの繋ぎとして、施設の集団外出時の利用、及び車いすを使った福祉学習や講習会等を開催する場合も貸し出しを行います。

今年度は、車いすの貸出台数を増やしニーズに対応するとともに、安全な貸出しのため機器点検の充実を図ります。

項 目	内 容
貸出内容	<ul style="list-style-type: none"> ○貸出期間 2ヶ月 <ul style="list-style-type: none"> ・延長は、原則1回、最長4か月まで可能です。 ○取り扱いタイプ <ul style="list-style-type: none"> ・標準型車いす ・介護型車いす ・子ども用標準型車いす 2台 ・幼児用標準型車いす 1台 ○運搬 原則なし <ul style="list-style-type: none"> ・運搬を希望される場合は、1運搬につき500円いただきます。

◎緊急通報サービス事業（斡旋）

在宅生活を送る中でいざという時の対応に不安を感じている人のために、予防型緊急通報サービスを、ALSOKあんしんケアサポート株式会社へ委託することで、提供します。

相談に丁寧に対応し、社協以外のサービスも含めて個々の状態にあった緊急通報サービスを紹介します。

項 目	内 容
サービス内容	<p>自宅に設置した通報装置か、首に下げるペンダント式の通報装置を押すことで、あんしんセンターに繋がり専門職員が対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間・365日のバックアップ体制 ・緊急時に救急車の出動要請対応 ・看護師等の医療系専門スタッフによる健康・医療相談 ・介護相談 ・休日・夜間診療の案内 ・月1回のお伺いコール

◎緊急援護費支給事業

一時的に市内に立ち寄った金銭を有しない住所不定者に対し、支援する必要があると認める場合に交通費を支給し、希望地への移動を支援することを目的とします。

項 目	内 容
緊急援護費の支給	<ul style="list-style-type: none"> ○市外へ移動するための交通費の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・目的地の最寄駅までの片道分交通費 ・支給額 上限 500円

◎生活福祉資金貸付事業

(1) 福祉資金貸付事業

金融機関や公的貸付制度からの借入が困難な所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に資金を貸し付け、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とします。

「貸付」と「相談支援」が互いに作用しあい借受け世帯の自立を支援することを目的に、他の相談事業との連携を図るとともに、民生委員の協力を得ながら経済的自立と生活の安定にむけて償還の相談、指導を行います。

項 目	内 容
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の状況把握に努めます。 ・今後の支援の方法を検討し、適切な対応を行います。
個別継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付後の生活に関する相談、支援 ・償還に関する相談、指導 ・他制度、他機関の紹介
関係機関との連携	<p>世帯の状況に応じて適切なサービスが受けられるように、以下の機関と連携・調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関係部署 ・東京都社会福祉協議会 ・本会関係部署 ・民生委員・児童委員協議会 ・都福祉関係部署 ・東京都生活再生相談窓口

(2) 緊急小口資金貸付事業

金融機関や公的貸付制度からの借入が困難な所得の少ない世帯で、一定の条件に当てはまる、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった世帯に資金を貸し付け、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とします。

項 目	内 容
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の状況把握に努めます。 ・今後の支援の方法を検討し、適切な対応を行います。
個別継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付後の生活に関する相談、支援 ・償還に関する相談、指導 ・他制度、他機関の紹介
関係機関との連携	<p>世帯の状況に応じて適切なサービスが受けられるように、以下の機関と連携・調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関係部署 ・東京都社会福祉協議会 ・本会関係部署 ・民生委員・児童委員協議会 ・都福祉関係部署 ・ハローワーク ・東京都生活再生相談窓口

(3) 総合支援資金貸付事業

失業や収入の減少により生計の維持が困難となった世帯に対し、再就職までの間（最長6ヶ月間）の生活資金、生活再建に伴う転居や家具・什器等の費用、失業により住居を喪失した世帯の住宅確保に要する費用等の貸し付けを行います。さらに、相談支援や生活指導を併せて実施することにより、失業者および収入が減少した世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とします。

項 目	内 容
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の状況把握に努めます。 ・今後の支援の方法を検討し、適切な対応を行います。
個別継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付後の生活に関する相談・家計指導等、支援 ・償還に関する相談、指導 ・他制度、他機関の紹介
関係機関との連携	<p>世帯の状況に応じて適切なサービスが受けられるように、以下の機関と連携・調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関係部署 ・東京都社会福祉協議会 ・本会関係部署 ・都福祉関係部署 ・ハローワーク ・東京しごとセンター（飯田橋・国分寺） ・東京都生活再生相談窓口

(4) 臨時特例つなぎ資金貸付事業

失業や収入の減少に伴い住居を喪失した離職者に対して行なわれる失業給付、住居確保給付、生活保護等の公的な給付や貸し付けを利用する世帯において、申請から資金振り込みまでの間の生活費の貸し付けを実施することにより、次の制度につながるまでの生活が維持できるよう支援することを目的とします。

項 目	内 容
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の状況の把握に努めます。 ・今後の支援の方法を検討し、適切に次の制度につなげます。
個別継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付後の生活に関する相談・家計指導等、支援 ・償還に関する相談、指導 ・他制度、他機関の紹介
関係機関との連携	<p>世帯の状況に応じて適切なサービスが受けられるように、以下の機関と連携・調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関係部署 ・東京都社会福祉協議会 ・本会関係部署 ・都福祉関係部署 ・ハローワーク ・東京しごとセンター（飯田橋・国分寺）

(5) 不動産担保型生活資金貸付事業

①不動産担保型生活資金貸付事業

一定の居住用不動産を有し将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸し付けを行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とします。

項 目	内 容
相談	<ul style="list-style-type: none">・相談者の状況の把握に努めます。・今後の支援の方法を検討し、適切な対応を行います。
個別継続支援	<ul style="list-style-type: none">・貸付後の生活に関する相談、支援・他制度、他機関の紹介
関係機関との連携	世帯の状況に応じて適切なサービスが受けられるように、以下の機関と連携・調整を行います。 <ul style="list-style-type: none">・市関係部署・司法書士・東京都社会福祉協議会・本会関係部署・都福祉関係部署

②要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業

一定の居住用不動産を有し将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とします。

項 目	内 容
相談	<ul style="list-style-type: none">・相談者の状況の把握に努めます。・今後の支援の方法を検討し、適切な対応を行います。
個別継続支援	<ul style="list-style-type: none">・貸付後の生活に関する相談、支援・他制度、他機関の紹介
関係機関との連携	世帯の状況に応じて適切なサービスが受けられるように、以下の機関と連携・調整を行います。 <ul style="list-style-type: none">・市関係部署・司法書士・東京都社会福祉協議会・本会関係部署・都福祉関係部署

◎ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学・就職準備金の貸付に関する一連の受付事務業務を行い、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。

項 目	内 容
相談	・相談者の状況把握に努め、適切な対応を行います。
個別支援	・相談支援、申請事務
関係機関との連携	世帯状況に応じて適切なサービスが受けられるよう他機関と連携・調整を行います。 ・市関係部署 ・東京都社会福祉協議会

◎受験生チャレンジ支援貸付事業

高校、大学等の受験生の子どもがいる世帯のうち、一定の要件に当てはまる世帯に対し、学習塾の費用や受験費用の貸し付けを行うことで、世帯の負担軽減を図ることを目的とします。

項 目	内 容
相談・ニーズ把握	・相談者の状況の把握に努めます。 ・今後の支援方法を検討し、適切な対応を行います。
個別支援	・相談支援、申請事務、償還事務 ・他制度、他機関の紹介
サービスの内容	学習塾等受講料貸付金 ・学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用を貸し付けます。 受験料貸付金 ・高校・大学（短期大学、専修学校、各種学校を含む）受験料を貸し付けます。
関係機関との連携	世帯の状況に応じて適切なサービスが受けられるように、以下の機関と連携・調整を行います。 ・市関係部署 ・東京都社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員協議会 ・都福祉関係部署
市民への情報提供	パンフレット・社協だより等を活用し、受験生チャレンジ支援貸付事業の情報を広く提供します。

◎ファミリー・サポート・センター事業

子育て支援の一環として、地域の中で子育ての援助を受けたい方（ファミリー会員）と、子育ての援助を行いたい方（サポート会員）の双方が会員となり、会員間で行う有償の援助活動を支援します。また、「ふれあいのまちづくり」や「ほっとネット」等の地域支援事業に繋ぎ、地域の中で子育ての支え合いができる環境づくりを目指します。さらに最近の子育て事情の変化やニーズに応じて適宜事業内容を検討し、住民参加型サービスの範囲内でできる限りの充実を図ります。

今年度より、養成講習会のテキスト代を無償化し、サポート会員の参加しやすい環境を整えます。

項 目	内 容
事業の周知 広報活動の充実	<p>子育て世帯への事業周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報、社協だよりにて広報します。 ・事業パンフレットの作成と配布をします。 ・健康課事業（健診、赤ちゃん訪問にて配布）と連携します。 ・のどか広場の利用者へPR、子育てイベントにてPRします。 ・ホームページに掲載します。 <p>サポート会員を増やす取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成講習会を、市報、社協だよりにて広報します。 ・ポスター・チラシを作成し市内に掲示します。 ・ふれあいのまちづくりや民生委員を通してチラシを配布します。 ・養成講習会テキスト代を無料化します。
コーディネート業務の充実	<p>アドバイザーによる援助活動の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の依頼に沿った調整を図ります。 ・顔合わせ時にアドバイザーが立会い、双方の調整を図ります。 ・必要に応じて、個別に調整を図ります。 <p>アドバイザーのスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修への参加と、他地区との情報交換を行います。
関係機関との連携と調整	<p>必要に応じて、関係者や関係機関との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時、市担当課との連絡調整を図ります。 ・その他課題に応じて関係機関との連絡調整を図ります。
ファミリー会員の登録説明	<p>登録説明会の実施 年間 22 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田無地区（年間 12 回）火曜日、木曜日に実施します。 ・保谷地区（年間 10 回）土曜日に実施します。 ・必要に応じて個別説明します（事務局窓口、又は自宅訪問、等）
サポート会員の養成	<p>サポート会員養成講習会の実施（テキスト代無料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 2 回（6 月・11 月）田無・保谷にて各 1 回実施します。 ・活動に必要な基礎的プログラムにて研修を実施します。
サポート会員の研修	<p>ステップアップ研修の実施 年 1 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポート会員のスキルアップを図り安心して活動してもらうと共に、安心して預けられる事業にします。
サポート会員の活動支援	<p>サポート会員連絡会の実施 年 3 回（3 月）開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ヒヤリ、ハット、うっかり」の事例を情報交換し、活動に生かすことで、安全で安心して預けられる活動にします。
会員相互の交流	<p>会員相互の交流会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のサポート会員を知る機会をつくれます。 ・両会員の交流を促し、依頼しやすい環境をつくれます。

◎介護予防事業

この事業は、高齢者の閉じこもりから要介護状態に移行することを予防するもので、地域の様々な資源や活動とつながり、住みなれた地域でいつまでも暮らせるために支援します。

西東京市、地域包括支援センター、その他の関係機関と協働・連携をとりながら、社協他部署との連携協働により、地域住民の協力も得て閉じこもり予防を支援します。

関係機関との連携・意見交換の場を設け、事業の充実に反映させることで円滑な運営を図ります。

項目	内容
閉じこもり 予防事業	・市内の老人福祉センター・福祉会館全館にて「はつらつサロン」を実施し閉じこもり傾向にある高齢者の方等を対象に、ADLの低下予防・QOLの低下予防を目的に、外出のきっかけ作りや地域活動に繋がるように支援します。
地域との連携	・閉じこもり傾向にある方等が、地域で活用できる資源の情報提供や、他団体、他機関と連携を図りながら、地域に繋がるよう支援します。
活動者の受入と 活動支援	・ボランティア活動者を受け入れ、活動の支援をします。 ・参加者との交流を通して関係づくりを進め、はつらつサロン卒業生とともに地域活動への参加を橋渡しができるように支援します。



◎歳末たすけあい・地域福祉募金運動

民生委員、児童委員、募金協力員等の理解と協力を得て、市民の社会連帯意識の高揚を図ることとで金品の募集をつのり、見舞金の配分と地域福祉の充実を図ることを目的として歳末たすけあい・地域福祉募金運動を実施します。

項 目	内 容
歳末たすけあい・地域福祉募金運動の実施	<p>歳末たすけあい・地域福祉募金運動を実施します。(12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別募金の実施 ・事業所募金の実施 ・街頭募金の実施 ・募金箱の設置、等 <p>事業の広報活動の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳末募金に理解と協力を得る工夫 ・ホームページ、社協だよりに掲載 ・ポスター掲示、チラシの配架
配分検討委員会の運営	<p>歳末たすけあい・地域福祉募金運動配分検討委員会を開催し、募金の配分検討と適正配分を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通遺児への見舞金支給、地域福祉活動への配分、他 ・配分事業内容の見直し、検討等
募金活動活性化の取組み	<p>募金額の増加に向けて取組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに基づくPTの中での募金活動の検討と取組み ・新規事業所の開拓 ・募金箱設置先の開拓 ・募金活動協力先一覧を社協ホームページに掲載等

◎共同募金運動（東京都共同募金会西東京地区協力会）

赤い羽根共同募金運動に協力し地域福祉の増進を図るために、民生委員、児童委員、募金協力員などの協力を得て、共同募金運動を実施します。

項 目	内 容
共同募金運動の実施	<p>共同募金運動を実施します。(10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別募金の実施 ・集合住宅、自治会の募金 ・街頭募金の実施 ・募金箱の設置 ・共同募金受配団体等に協力呼びかけ <p>事業の広報活動の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募金趣旨への理解促進と用途明確化 ・募金への協力を得るための工夫 ・ホームページ、社協だよりに掲載 ・ポスター掲示、チラシの配架 <div style="text-align: right;">  </div>
配分推せん委員会の運営	<p>配分推せん委員会を開催し、申請案件についての検討と推せんを行います。</p> <p>東京都共同募金会の配分委員会に対して意見具申を行い、西東京地区における市民の地域福祉ニーズを反映させます。</p>